

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年7月25日（平成29年（行情）諮問第315号）

答申日：平成30年4月26日（平成30年度（行情）答申第36号）

事件名：「平成26年度 研究本部史」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『研究本部史』（陸上自衛隊研究本部）のうち2015.4.27一本本B188で特定された後に作成されたもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成26年度 研究本部史（1枚目及び2枚目を除く。）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月16日付け防官文第21076号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

##### （2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### （3）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国

の主張)である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「平成26年度 研究本部史」を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して平成28年12月16日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年4月28日付け防官文第9218号により、特定した行政文書の1枚目及び2枚目(以下「先行開示文書」という。)について開示決定を行った後、同年12月16日付け防官文第21076号により、本件対象文書について法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

別紙のとおり

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度(行情)答申第538号において示された「不開示部分の位置を文書名で特定」し、平成28年12月16日付け防官文第21076号により通知している。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年7月25日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月1日     | 審議            |
| ④ | 平成30年4月9日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月24日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度 研究本部史（1枚目及び2枚目を除く。）である。

審査請求人は、原処分取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、「陸上自衛隊の部隊史に関する達」（昭和43年陸上自衛隊達第32-4号。以下「達」という。）に基づき、平成26年度における陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資することを目的として、年度の隊務運営の方針、隊務実施の概要、所属部隊等の隊務実施の概要等を記述したものである。

イ 本件対象文書は、研究本部が保有している紙媒体であり、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件対象文書については、関係部署の原稿作成者から編さんに必要な原稿が電子メールで総務部の担当者に提出され、当該担当者は、これを校正・編集し、総務部で作成した表紙、目次等を添付して電磁的記録を作成した上、紙媒体に印刷して研究本部長の決裁を受け、完成した。

エ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、本件対象文書が取扱上の注意を要する文書であることから、情報流出の防止等、情報保全の観点重視し、所要数を印刷した後に廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

オ 本件審査請求を受け、確実を期すため、再度研究本部の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁

的記録の存在は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりと認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)イないしオの説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 法5条1号該当性について

##### ア 自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分

巻頭5枚目、同6枚目、同8枚目ないし同14枚目及び同17枚目ないし同33枚目の写真の不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、当該部分の法5条1号ただし書イ該当性を検討するに当たり、自衛隊員の写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、原則として自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)の写真の顔部分については公にする慣行があるものの、当該部分に写っているのは、将官以外の自衛隊員であるとの説明があった。したがって、当該部分は、同号ただし書イに該当しないと認められるほか、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

##### イ 自衛隊員の氏名等

巻頭6枚目及び同10枚目(それぞれ写真の顔部分を除く。)の不開示部分には、自衛隊員の俸給表上の職務の級が、また、本文40ページ及び同41ページの不開示部分には、特定の時期に退職及び採用となった自衛隊員の氏名等がそれぞれ記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該部分は、氏名が開示されている又は一体として個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 研究本部の組織、定員等に関する情報

巻頭11枚目ないし同13枚目（いずれも役職名）並びに本文17ページ、同20ページないし同26ページ及び同73ページないし同79ページの不開示部分には、研究本部の組織、編成、定員等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の研究態勢及び能力が推察され、また個人を狙った不当な働き掛けが行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 研究、教訓業務等に関する情報

本文4ページ、同19ページ、同32ページ及び同59ページの不開示部分には、研究本部の運営方針、経費及び警備に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の研究態勢、能力、関心事項、陸上自衛隊の部隊の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 装備品に関する情報

本文45ページ及び同62ページの不開示部分には、装備品の数量が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

不開示とした部分	不開示とした理由
巻頭 5 枚目, 同 6 枚目, 同 8 枚目ないし同 1 4 枚目, 同 1 7 枚目ないし同 3 3 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
巻頭 6 枚目及び同 1 0 枚目の事務官等の職務の級	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
巻頭 1 1 枚目ないし同 1 3 枚目の役職名	研究本部の編成上の役職名に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の研究開発業務の体制が推測され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
本文 4 ページの一部	研究本部の隊務遂行の重視事項に関する情報であり, これを公にすることにより, 研究本部の研究開発における重視事項が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
本文 1 7 ページの「2 充足管理」の一部	研究本部の人員の充足状況に関する情報であり, これを公にすることにより, 研究本部の研究開発態勢及び能力が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
本文 1 9 ページの「6 経費」の一部	研究本部の予算規模に関する情報であり, これを公にすることにより, 研究本部の研究開発態勢及び能力が推察され, 陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
本文 2 0 ページないし同 2 4 ページのそれぞれ	研究本部の定員及び充足状況に関する情報であり, これを公にすることにより, 研究本部の研究開発態

れ一部	勢及び能力が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文25ページの研究本部組織図の一部	研究本部の組織・編成に関する情報であり，これを公にすることにより，研究本部の研究開発体制及び能力が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文26ページの表の一部	研究本部の組織・編成及び研究等担任に関する情報であり，これを公にすることにより，研究本部の研究開発体制及び能力並びに各課の研究等担任内容が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文32ページの表の一部	研究本部の予算規模に関する情報であり，これを公にすることにより，研究本部の研究開発態勢及び能力が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文40ページ及び同41ページの表のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
本文45ページの主要装備品の数量（業務車1号，業務車3号及び人員輸送車2号を除く。）及び同46ページの車両保安検査及び化学技術検査の数量	研究本部が装備する主要装備品に関する情報であり，これを公にすることにより，研究本部の主要装備品の保有状況が推測され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
本文59ページの「2警備」の全部	システム開発隊の即応及び防衛・警備の訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，システム開発隊の即応及び防衛・警備の態勢が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，

	ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
本文62ページの「1 装備品等」の一部	システム開発隊が装備する装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、システム開発隊の主要装備品の保有状況が推測され、陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
本文73ページないし 同79ページの編成表 のそれぞれ一部	研究本部の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の研究開発業務の態勢が推測され、陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。